

---

有機性廃棄物リサイクル推進施設  
(し尿処理施設)  
整備・運営事業

実施方針

---

平成 29 年 7 月 25 日  
会津若松地方広域市町村圏整備組合

# 有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業 実施方針

## 目 次

---

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 第1章 用語の定義 .....                                | 1  |
| 第2章 事業内容に関する事項 .....                           | 3  |
| 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 .....                     | 7  |
| 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....      | 14 |
| 第5章 公共施設等の立地及び処理能力に関する事項 .....                 | 15 |
| 第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項..... | 16 |
| 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....            | 17 |
| 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....       | 18 |
| 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項 .....                     | 19 |

---

## 第1章 用語の定義

(五十音順)

| No. | 用 語               | 定 義                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1)  | DBO 方式            | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に準じて、公共が資金調達を負担し、設計・建設及び運転管理を一括して民間に委託する方式をいう。<br>なお、DBO とは、Design：設計、Build：建設、Operate：運転管理の略称である。         |
| 2)  | SPC               | 本事業の運転管理業務を行う特別目的会社をいう。                                                                                                                                   |
| 3)  | 委員会設置要綱           | 「会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱」をいう。                                                                                       |
| 4)  | 運営事業者             | 本事業において、運転管理業務を担当する者をいう。                                                                                                                                  |
| 5)  | 運転管理業務            | 本事業のうち、本件施設の運転管理（運転管理及び維持管理を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。                                                                                                        |
| 6)  | 運転管理業務委託契約        | 本事業のうち、運転管理業務に係る本組合と運営事業者で締結される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業運転管理業務委託契約書に基づく契約をいう。                                                                        |
| 7)  | 汚泥再生処理センター性能指針    | 「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について(平成 12 年 10 月 6 日生衛発第 1517 号（平成 15 年 12 月 19 日環廃対発第 031219003 号一部改正）別添 1 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」をいう。 |
| 8)  | 管外業者              | 管内業者及び準管内業者以外の企業をいう。                                                                                                                                      |
| 9)  | 管内業者              | 本組合の入札参加資格登録において、構成市町村に本社若しくは本店を登録する企業をいう。                                                                                                                |
| 10) | 基本協定              | 本事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。                                                                             |
| 11) | 基本契約              | 本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。                                                                      |
| 12) | グループ              | 単独企業又は管内業者を含む複数の企業により構成される入札参加者のグループをいう。                                                                                                                  |
| 13) | 建設工事請負契約          | 本事業のうち、設計・建設業務に係る本組合と建設工事請負事業者で締結される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。                                                                     |
| 14) | 建設工事請負事業者         | 本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。                                                                                                                                 |
| 15) | 現有施設              | 現在稼働中の環境センターし尿処理施設をいう。                                                                                                                                    |
| 16) | 構成員               | 特定建設工事共同企業体を構成する企業をいう。                                                                                                                                    |
| 17) | 構成企業              | 入札参加者を構成する企業をいう。                                                                                                                                          |
| 18) | 構成市町村             | 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の 10 市町村を総称していう。                                                                                           |
| 19) | 参加表明書及び参加資格審査申請書類 | 入札参加者が本事業の応募に際し、入札説明書に規定する資格審査を受けるために本組合に提出する「参加表明書」、「参加資格審査申請書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。                                                                 |
| 20) | 事業契約              | 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約を総称していう。                                                                                                                   |

| No. | 用 語             | 定 義                                                                                                                         |
|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21) | 事業者             | 落札者及び運営事業者を総称して又は個別にいう。                                                                                                     |
| 22) | 実施方針等           | 本実施方針及び本実施方針と同時に公表する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業要求水準書（案）」を総称していう。                                                        |
| 23) | 準管内業者           | 本組合の入札参加資格登録において、構成市町村に支店若しくは営業所を登録する企業をいう。                                                                                 |
| 24) | 処理対象物           | 構成市町村から排出され、構成市町村が許可・委託した収集業者が搬入するし尿、浄化槽汚泥その他有機性廃棄物（農業集落排水処理汚泥）を総称していう。                                                     |
| 25) | 設計・建設業務         | 本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。                                                                                                  |
| 26) | 総合評価方式制限付一般競争入札 | 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に基づき、入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め、価格その他の条件が本組合にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。          |
| 27) | 代表企業            | 入札参加者の代表を務める者をいう。                                                                                                           |
| 28) | 入札参加者           | 本事業の入札に参加する企業をいう。                                                                                                           |
| 29) | 入札説明書           | 入札公告時に配付する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業入札説明書」をいう。                                                                         |
| 30) | 入札説明書等          | 本組合が本事業の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運転管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。 |
| 31) | 入札提案書類          | 資格審査を通過した入札参加者が、入札説明書に規定する提案審査を受けるために本組合に提出する「入札書」、「技術提案書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。                                         |
| 32) | プラント設備          | 本件施設の設備のうち、処理対象物を処理するために必要な全ての設備（機械設備、配管設備、電気設備、計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。                                               |
| 33) | 本組合             | 本事業を実施する「会津若松地方広域市町村圏整備組合」をいう。                                                                                              |
| 34) | 本件施設            | 本事業において設計・建設され、運転管理される有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）をいい、プラント設備、建築物等を総称していう。                                                        |
| 35) | 本事業             | 本組合が実施する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業」をいう。                                                                                |
| 36) | モニタリング          | 事業期間にわたり、運営事業者が提供する公共サービスの水準を本組合が監視（測定・評価）する行為をいう。                                                                          |
| 37) | 要求水準書           | 入札公告時に配付する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業要求水準書」をいう。                                                                         |
| 38) | 落札者             | 入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。                                                                            |
| 39) | 落札者選定基準         | 入札公告時に配付する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業落札者選定基準」をいう。                                                                       |
| 40) | リスク             | 選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。                                                |

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1 一般概要

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「本組合」という。）では、一般廃棄物処理施設（中間処理施設：し尿処理施設、ごみ焼却処理施設及びごみ破碎処理施設・リサイクルセンター）の老朽化が進んでいることから、これら3施設の整備事業を進める計画をしており、今回、まず、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）（以下「本件施設」という。）の整備を進めていく。

整備については、現在の敷地に本件施設を新設し、竣工した後、現在のし尿処理施設（以下「現有施設」という。）を解体・撤去して、その跡地にごみ焼却処理施設を建替える「スクラップ&ビルド方式」により進める。

本件施設の設計・建設に当たっては、最新の技術を導入し衛生的な処理を行うとともに、廃棄物処理施設が迷惑施設であるというイメージを払拭し、人が集まりやすく、景観に配慮した環境にやさしい施設づくりを目指す。

なお、本件施設は循環型社会形成推進交付金事業の有機性廃棄物リサイクル推進施設として整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び同交付取扱要領並びに汚泥再生処理センター性能指針を満足するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめとする関連法令、基準、規格等を遵守しなければならない。整備に当たっては、安全性を確保し、維持管理が容易に行えるよう作業動線等を考慮したうえで、それぞれ設備の機能を十分に発揮できるように合理的に配置し、設備は全て建屋内に収めることとする。

また、工事期間中も、処理対象物の搬入、現有施設の運転等が継続的に行われていることから、これらに支障が生じないように十分留意すること。

### 2 事業内容

#### (1) 事業名称

有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設の管理者の名称

会津若松地方広域市町村圏整備組合      管理者 室井照平

#### (4) 事業予定地

福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内  
（現有施設がある環境センターの敷地内）

#### (5) 事業の目的

本組合の将来にわたる適正かつ効率的なし尿処理を確保するため、現有施設をし尿、浄化槽汚泥その他有機性廃棄物（農業集落排水処理汚泥）を処理、資源化する「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）」として更新して、生活環境の保全を図り、資源の有効利用に資するとともに、経済性を追求した運転管理を実施することを目的とする。

## (6) 事業の内容

### ア 事業方式

本事業は、DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運転管理）により実施する。

本組合は、本件施設の設計・建設及び運転管理に係る資金を調達し、本件施設を所有する。  
また、本件施設の整備事業については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

事業者は、本組合の所有となる本件施設の設計・建設及び運転管理に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本組合は本件施設を 30 年間以上にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間以上の使用を前提として本事業を行うものとする。

### イ 契約の形態

本組合は、事業者による本事業の設計・建設及び運転管理業務を一括で委託するために、本事業に係る基本契約を締結する。

また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち建設工事請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、本組合は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運転管理業務委託契約を締結する。（別紙 1「本事業の事業スキーム（例）」を参照のこと。）

### ウ 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

#### (a) 設計・建設期間（予定）

平成 30 年 5 月から平成 33 年 3 月まで

#### (b) 運転管理期間（予定）

平成 33 年 4 月から平成 48 年 3 月 31 日まで

### エ 事業スケジュール（予定）

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| (a) 実施方針の公表            | 平成 29 年 7 月 25 日 |
| (b) 入札公告               | 平成 29 年 8 月      |
| (c) 参加表明書及び参加資格申請書類の受付 | 平成 29 年 9 月      |
| (d) 入札提案書類の受付          | 平成 29 年 12 月     |
| (e) 落札者の決定             | 平成 30 年 2 月      |
| (f) 運営事業者の設立           | 落札者の決定後速やかに      |
| (g) 基本協定の締結            | 平成 30 年 3 月      |
| (h) 仮契約の締結             | 平成 30 年 4 月      |
| (i) 事業契約の締結            | 平成 30 年 5 月      |
| (j) 設計・建設着手            | 事業契約の締結後速やかに     |
| (k) 本件施設の完工及び引渡し       | 平成 33 年 3 月      |
| (l) 供用開始               | 平成 33 年 4 月      |
| (m) 契約終了               | 平成 48 年 3 月 31 日 |

### オ 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は以下のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じて、本組合が行う行政手続等に対して協力すること。

#### (a) 事前業務

落札者は、選定後速やかに本事業を行うために必要な諸手続きを行う。また、運営事業者として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。

(b) 設計・建設業務

- ① 建設工事請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。
- ② 設計・建設業務として、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）【設計・建設業務編】に示す工事を行う。
- ③ 工事範囲の詳細は、要求水準書（案）【設計・建設業務編】に示す。
- ④ 本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分その他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可手続（許認可申請手数料は本組合の負担とする。）、本件施設の試運転及び引渡性能試験並びに工事中の住民対応等の各種関連業務（住民・議会等説明用資料、循環型社会形成推進交付金の申請手続、行政手続に必要な書類の作成等の協力及び支援を含む。）を行う。

(c) 運転管理業務

- ① 運営事業者は、本組合と締結する運転管理業務委託契約に基づき、施設引渡後の本件施設の運転管理業務を行う。
- ② 運営事業者は、本件施設の運転管理開始前の準備期間内において業務従事者を配置し、本件施設の運転管理方法等について指導を受けること。
- ③ 運営事業者は、処理対象物を受入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運転管理業務として、「運転管理業務」、「維持管理業務」、「環境管理業務」、「情報管理業務」その他管理業務（行政手続に必要な書類の作成等の協力及び支援を含む。）を行う。
- ④ 施設保全計画に基づき、設備等の整備・補修を行う。
- ⑤ 本件施設で発生した助燃剤、し渣及び沈砂の搬出先は、本組合のごみ焼却処理施設とする。
- ⑥ 運営事業者は、本件施設の見学希望者等について、本組合と連携して適切な対応を行う。
- ⑦ 運営事業者は、運営事業者自身のホームページを開設し、運転管理期間中これを管理し、運転管理期間を通じて当該ホームページにより、本件施設に関する運転データ等を公開する。
- ⑧ 業務範囲の詳細は、要求水準書（案）【運転管理業務編】に示す。

カ 本組合が実施する業務範囲

本組合が実施する主な業務範囲は以下のとおりとする。

(a) 用地の準備

本組合は、本件施設の建設用地を確保する。なお、本件施設の建設は本組合敷地内で実施するため、新たな用地交渉等は行わない。

(b) 生活環境影響調査の実施

本組合は、生活環境影響調査を実施中であり、調査は平成 29 年 9 月頃に終了する予定である。なお、事業者は、生活環境影響調査の内容を遵守すること。

(c) 処理対象物の搬入計画管理

本組合は処理対象物の搬入計画を作成し、当該計画に基づき構成市町村が許可・委託した収集業者が処理対象物の搬入を行う。

(d) 設計・建設監理

本組合は、本件施設の設計・建設状況の監理を行う。

(e) 運転管理モニタリング

本組合は、本件施設の運転管理実施状況の監視を行う。

(f) 住民への対応

本組合は、周辺住民からの意見及び苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

(g) 施設見学者への対応

本組合は、本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。なお、行政視察等の対応は、本組合にて行う。

(h) 建設工事請負代金及び運転管理業務委託料の支払い

本組合は、建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約に基づき、建設工事請負代金を建設工事請負事業者へ、運転管理業務委託料を運転管理期間にわたって運営事業者を支払う。

(i) その他

本組合は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続を含む行政手続等の対応を行う。

キ 事業者の収入（本組合からの支払分）

(a) 本事業の設計・建設業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設工事請負事業者を支払う。

(b) 本事業の運転管理業務に係る対価

本組合は、本事業の運転管理業務に係る対価について、固定費用と変動費用（処理対象物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者を支払う。なお、運営事業者は物価変動の確認を年1回行い、必要に応じて改定協議を行うことができるものとする。

ク 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、必要な関係法令、基準、規格等を遵守しなければならない。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

本組合は本事業への参加を希望する事業者を公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定に当たっては、総合評価方式制限付一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

#### 2 事業者の募集及び選定の手順（予定）

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは次のとおりである。

| 時期（予定）                   | 内容                   |
|--------------------------|----------------------|
| 平成29年7月25日               | 実施方針等の公表             |
| 平成29年7月25日<br>～平成29年8月4日 | 実施方針等に関する質問・意見の受付    |
| 平成29年8月15日               | 実施方針等に関する質問・意見の回答    |
| 平成29年8月                  | 入札公告                 |
| 平成29年8月                  | 入札説明書等の公表            |
| 平成29年9月                  | 入札説明書等に関する質問の受付（第1回） |
| 平成29年9月                  | 入札説明書等に関する質問の回答（第1回） |
| 平成29年9月                  | 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付 |
| 平成29年10月                 | 資格審査結果の通知            |
| 平成29年10月                 | 入札説明書等に関する質問の受付（第2回） |
| 平成29年10月                 | 入札説明書等に関する質問の回答（第2回） |
| 平成29年12月                 | 入札提案書類の受付            |
| 平成30年1月                  | 基礎審査結果の通知            |
| 平成30年2月                  | 入札提案書類に関するヒアリング及び審査  |
| 平成30年2月                  | 落札者の決定及び公表           |
| 平成30年3月                  | 基本協定締結               |
| 平成30年4月                  | 仮契約締結                |
| 平成30年5月                  | 契約締結                 |

##### (2) 入札手続き等

###### ア 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受付し、回答する。

###### (a) 受付期間

平成29年7月25日～平成29年8月4日

###### (b) 提出方法等

###### ① 提出先

会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

###### ② 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mailにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-word形式で作成することとする。

③ 電子メールアドレス

kankyo@aizu-kouiki.jp

(c) 回答方法

実施方針等に関する質問・意見への回答は、平成 29 年 8 月 15 日に本組合の Web サイトにて公表する。

(d) その他

「質問」として提出された場合であっても、本組合にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は回答を差し控える。

イ 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、平成 29 年 8 月に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本組合の Web サイト等にて公表する。

ウ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表（第 1 回）

入札説明書等に記載された内容について質疑応答を行う。なお、具体的な日程、実施方法等の詳細については入札説明書等に示す。

エ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付及び審査結果の通知

入札参加者に、資格審査に必要な参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は入札参加者に通知する。参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出方法、時期、必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表（第 2 回）

本組合は、資格審査の結果、参加資格を有すると判断された入札参加者からの質問を受付（第 2 回）し、その質問に対する回答の公表を行う。なお、具体的な日程、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

カ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類を平成 29 年 12 月に受け付ける。入札提案書類の審査に当たり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。なお、入札提案書類の提出方法、時期、必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、落札者選定基準に基づき、会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に評価・選定を行う。本組合は事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本組合の Web サイトにて公表する。

(3) 事業契約の締結

本組合は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。前記の協議に基づき、本組合は平成 30 年 5 月に、基本契約を落札者及び運営事業者と、建設工事請負契約を建設工事請負事業者と、及び運転管理業務委託契約を運営事業者と締結する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下に示すとおりである。なお、その他本組合が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

#### (1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者の構成は、単独企業又は管内業者を含む複数の企業により構成されるグループ(以下「グループ」という。)とする。
- イ グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成企業を代表する企業1社(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業が応募の申請及び提案書類提出手続きを行う。
- ウ グループは、本件施設の設計を行う企業(以下「設計企業」という。)、本件施設の建設を行う企業(以下「建設企業」という。)、運営事業者から直接、運転管理業務の委託を受けることを予定する企業(以下「運転管理企業」という。)により構成されることを基本とする。
- エ 落札者は、本事業に係る基本協定締結後の仮契約締結までに、本件施設の運転管理業務の遂行を事業目的とするSPCを設立する。
- オ 全ての構成企業は、SPCに出資を予定する「SPC出資会社」となる必要がある。なお、設計・建設業務又は運転管理業務のうち一部を請負又は受託することを予定している者で、SPCへの出資を行わない者は、構成企業として認めないものとする。
- カ グループは、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、代表企業その他の構成企業の企業名及びSPC出資会社各々が携わる業務を明らかにするとともに、設計業務及び建設業務について代表企業と各構成企業との間で業務等の分担に関する協定を締結していること。なお、当該設計業務及び建設業務の分担に関する協定では、管内業者が分担する業務等が、建設工事請負代金の100分の20以上相当になるように努めなければならない。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ク 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。また、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- ケ 参加表明書提出以降、入札参加者の代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

#### (2) 構成企業の制限(共通事項)

入札参加者の構成企業の全てが、以下に示す要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 国、福島県、構成市町村及び本組合の指名停止、入札参加資格制限等の措置を受けていない者であること。
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

いこと。

カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。

キ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ク 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 構成市町村に対する税の未納がないこと。

コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号に該当しない者であること。

サ 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

(a) 選定委員会の委員が属する企業

(b) 本事業に係るアドバイザー業務受注者

・株式会社エイト日本技術開発

なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 50% を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 50% を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していないこと。

ス 個人にあつては、暴力団等の構成員でないこと。法人にあつては、暴力団等の経営支配法人でないこと。

※その他本組合が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書において明記する。

### (3) 各業務における参加資格要件

入札参加者は、本件施設の設計・建設及び運転管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

また、提案している技術に対し、本件施設の設計・建設を適切に行う基本的な技術力を有していること。（汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第 4 の 1 の(2)性能に関する事項の確認方法」及び「第 4 の 2 の(2)性能に関する事項の確認方法」に示される事項について証明できること。）

#### ア 設計に関する要件

設計企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

(a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。

(c) 過去に地方公共団体の汚泥再生処理センター（循環型社会形成推進交付金事業又は廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業により整備された施設で、処理能力は 100kL/日以上であり、処理水放流先は河川、湖沼、海域等の公共用水域であり、及び処理方式は汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第 3 の 9 膜分離高負荷脱窒素処理方式」又は「第 3 の 10 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」であること。）の新規又は更新工事の設計の竣工実績を元請として有すること。

#### イ 建設に関する要件

建設企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該

企業全体でその要件を満たすこと。

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (c) 過去に地方公共団体の汚泥再生処理センター（循環型社会形成推進交付金事業により整備された施設で、処理能力は 100kL/日以上であり、処理水放流先は河川、湖沼、海域等の公共用水域であり、及び処理方式は汚泥再生処理センター性能指針に規定する「第 3 の 9 膜分離高負荷脱窒素処理方式」又は「第 3 の 10 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」であること。）の新規又は更新工事の建設の竣工実績を元請として有すること。
- (d) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつし尿処理施設又は汚泥再生処理センター建設工事の経験（新設・更新に限る。）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。
- (e) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事、電気工事及び管工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (f) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のものの）の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (g) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のものの）の総合評定値（P 点）が、建築一式工事については管内業者及び準管内業者の場合 790 点以上、管外業者の場合 1,500 点以上であり、電気工事については管内業者及び準管内業者の場合 710 点以上、管外業者の場合 1,200 点以上であり、及び管工事については管内業者及び準管内業者の場合 710 点以上、管外業者の場合 1,200 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ウ 本件施設の運転管理を行う企業の要件

運転管理企業は、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- (a) 地方公共団体のし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理実績を元請として有すること。
- (b) 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有し、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運転管理開始後 3 年間以上配置できること。
- (c) 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (d) 本件施設の運転管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- (e) 前記(b)及び(d)に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつ本件施設の運転管理開始前の準備期間（平成 32 年 12 月以降を予定）から運転習熟訓練に参加させ、平成 33 年 4 月から専任配置できる者であること。

※その他本組合が必要と認める資格者については、入札説明書において明記する。

#### (4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は参加表明書及び参加資格審査申請書類受付最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格要件を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格要件を有する構成企業を補充し、入札参加資格要件を確認のうえ、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格要件を欠いた日とする。
- ウ 入札日の翌日から落札者選定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者選定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、本組合と協議を行うものとする。
- エ 落札者選定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### (5) 建設工事請負事業者の特定建設工事共同企業体設立に関する要件

- ア 建設工事請負事業者である特定建設工事共同企業体（以下「建設 J V」という。）の結成方法は、自主結成とする。
- イ 建設工事請負事業者である建設 J V の構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の建設 J V の構成員の出資比率は任意とする。
- ウ 落札者決定後、落札者は、速やかに建設 J V の組成に係る建設 J V 協定書を作成し、組合に提出すること。
- エ 建設 J V の存続期間は担当する建設工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき瑕疵担保責任がある場合、建設 J V 構成員は、連帯してその責を負うものとする。

#### (6) 運営事業者の設立に関する要件

- ア 構成企業は、事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）に規定される株式会社とし、構成市町村内に本店を置くこと。
- イ 運営事業者の目的は、本事業の運転管理業務を実施するもののみであること。
- ウ 運営事業者への出資は、構成企業全員によるものとし、構成企業以外の者の出資は認めないものとする。また、構成企業のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、SPC の設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- エ 全ての出資者は、事業契約終了まで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 4 審査及び選定に関する事項

#### (1) 選定委員会の設置

本組合は、入札提案書類の審査に当たって、委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置している。入札提案書類の審査は、選定委員会において行う。

#### (2) 審査の手順及び方法

選定委員会は、あらかじめ設定した「落札者選定基準」に従って、選定を行う。本組合は、選定委員会の選定結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者選定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本組合は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、本組合に帰属しない。ただし、公表、展示その他本組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、本組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本件施設の設計・建設及び運転管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、原則として別表 1 リスク分担表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には事業契約で定める。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する運転管理についてモニタリングを行う。モニタリング方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には事業契約で定める。

また、モニタリングの結果、運転管理に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合には、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。なお、改善が認められない場合には、本組合は業務委託料等の減額等を行うことができる。

### 4 事業終了時の取扱い

運営事業者は、運転管理期間終了時に要求水準書等に定められた施設性能が維持されていることにつき、組合より承諾を受けたうえで、次期運営事業者へ引継ぎを行うこと。

なお、運転管理期間終了後の運転管理を担当する事業者（又は組合）が適切な点検、補修等を行いながら使用することが可能な状態となるようにすること。

### 5 地元雇用及び地元企業の活用

本組合は、地元雇用及び地元企業の活用を重視しており、本事業の実施に当たって、入札参加者は地元雇用及び地元企業からの工事や材料の調達、納品等について配慮すること。

## 第5章 公共施設等の立地及び処理能力に関する事項

### 1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神地内  
(現有施設がある環境センターの敷地内)

- (2) 整備対象区域面積 約 3,000m<sup>2</sup>

(3) 都市計画事項等

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| ア 都市計画区域 | 都市計画区域内                         |
| イ 用途地域   | 工業地域                            |
| ウ 防火地区   | なし                              |
| エ 高度地区   | なし                              |
| オ 建ぺい率   | 60%以内                           |
| カ 容積率    | 200%以内                          |
| キ 高さの制限  | なし                              |
| ク 日影規制   | なし                              |
| ケ その他    | 汚物処理場として都市計画決定済み<br>河川保全区域の指定なし |

### 2 施設の処理能力に関する事項

- (1) 整備する施設の種類 有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）

(2) 整備する施設の概要

|         |                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------|
| ア 処理方式  | 水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式又は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式<br>資源化：助燃剤化方式 |
| イ 処理能力  | 211kL/日<br>し尿：80kL/日<br>浄化槽汚泥：131kL/日（農業集落排水処理汚泥を含む。） |
| ウ 処理対象物 | し尿、浄化槽汚泥その他有機性廃棄物（農業集落排水処理汚泥）                         |

## 第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合において、事業契約等の規定に基づいて、本組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合において、本組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合において、本組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本組合が事業契約を解除した場合において、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合において、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合において、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3 その他

本組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

## 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本事業は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例（昭和47年5月19日会広整組条例第19号）の規定により、議会の議決を要することから、落札者と仮契約を締結し、議会の議決日をもって本契約とする。

### 2 情報提供及び情報公開

本事業に係る情報提供は、適宜、本組合のWebサイトを通じて行う。また、情報公開は会津若松地方広域市町村圏整備組合情報公開条例（平成21年2月27日会広整組条例第2号）その他の関係法令に基づき行う。

### 3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

|             |   |                                                                     |
|-------------|---|---------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局       | : | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター                                             |
| 所 在 地       | : | 〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2                             |
| T E L       | : | 0242-27-9004                                                        |
| F A X       | : | 0242-27-9005                                                        |
| E - m a i l | : | kankyo@aizu-kouiki.jp                                               |
| W e b サ イ ト | : | <a href="http://www.aizu-kouiki.jp/">http://www.aizu-kouiki.jp/</a> |

(あて先) 会津若松地方広域市町村圏整備組合  
 管理者 室井照平 宛

### 実施方針等に関する質問・意見書

「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業」の実施方針等について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 質問・意見者 | 会社名    |  |
|        | 所属     |  |
|        | 担当者名   |  |
|        | TEL    |  |
|        | FAX    |  |
|        | E-mail |  |

#### (1) 実施方針等に対する質問

|    |     |   |     | 総質問数 | 問 |
|----|-----|---|-----|------|---|
| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問内容 |   |
|    |     |   |     |      |   |
|    |     |   |     |      |   |
|    |     |   |     |      |   |

#### (2) 実施方針等に対する意見

|    |     |   |     | 総質問数 | 問 |
|----|-----|---|-----|------|---|
| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 意見内容 |   |
|    |     |   |     |      |   |
|    |     |   |     |      |   |
|    |     |   |     |      |   |

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-word データは、会津若松地方広域市町村圏整備組合 Web サイトにおいてダウンロードすることができる。

(記載例)

様式第 1 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室井照平 宛

### 実施方針等に関する質問・意見書

「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業」の実施方針等について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

|        |        |               |
|--------|--------|---------------|
| 質問・意見者 | 会社名    | 〇〇〇〇株式会社      |
|        | 所属     | 〇〇部 〇〇〇〇グループ  |
|        | 担当者名   | 〇〇〇〇          |
|        | TEL    | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
|        | FAX    | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
|        | E-mail | 〇〇〇@〇〇〇〇      |

#### (1) 実施方針等に対する質問

|    |                      |   |                      | 総質問数 | 3 問 |
|----|----------------------|---|----------------------|------|-----|
| No | 資料名                  | 頁 | 項目名                  | 質問内容 |     |
| 1  | 実施方針                 | 3 | 第 2 章 2(5)<br>事業の目的  |      |     |
| 2  | 要求水準書(案)<br>設計・建設業務編 | 7 | 第 1 章第 2 節 5<br>設備概要 |      |     |
| 3  | 要求水準書(案)<br>運転管理業務編  | 2 | 第 1 章第 2 節 1<br>運転管理 |      |     |

#### (2) 実施方針等に対する意見

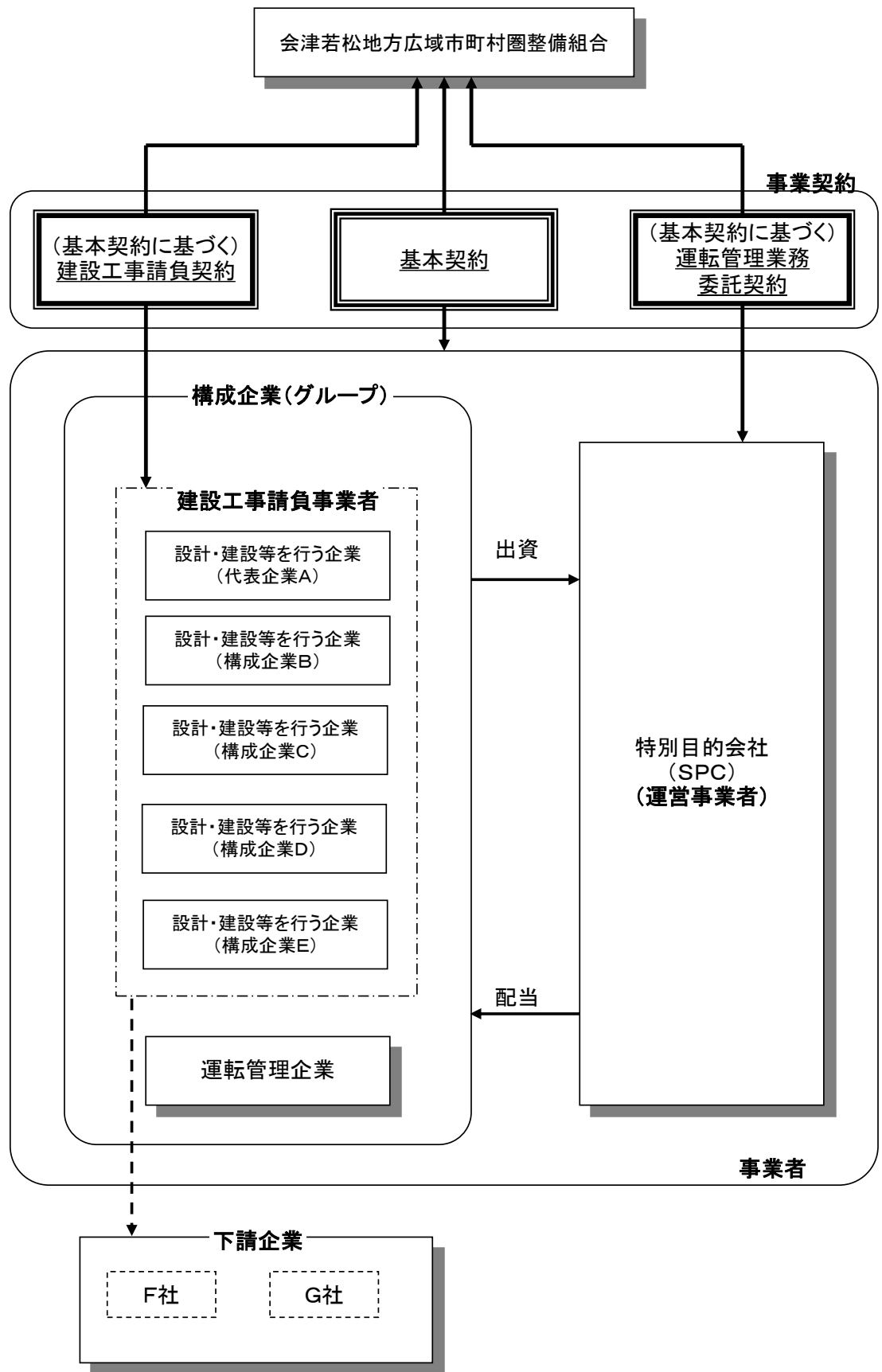
|    |                      |   |                      | 総質問数 | 3 問 |
|----|----------------------|---|----------------------|------|-----|
| No | 資料名                  | 頁 | 項目名                  | 意見内容 |     |
| 1  | 実施方針                 | 3 | 第 2 章 2(5)<br>事業の目的  |      |     |
| 2  | 要求水準書(案)<br>設計・建設業務編 | 7 | 第 1 章第 2 節 5<br>設備概要 |      |     |
| 3  | 要求水準書(案)<br>運転管理業務編  | 2 | 第 1 章第 2 節 1<br>運転管理 |      |     |

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

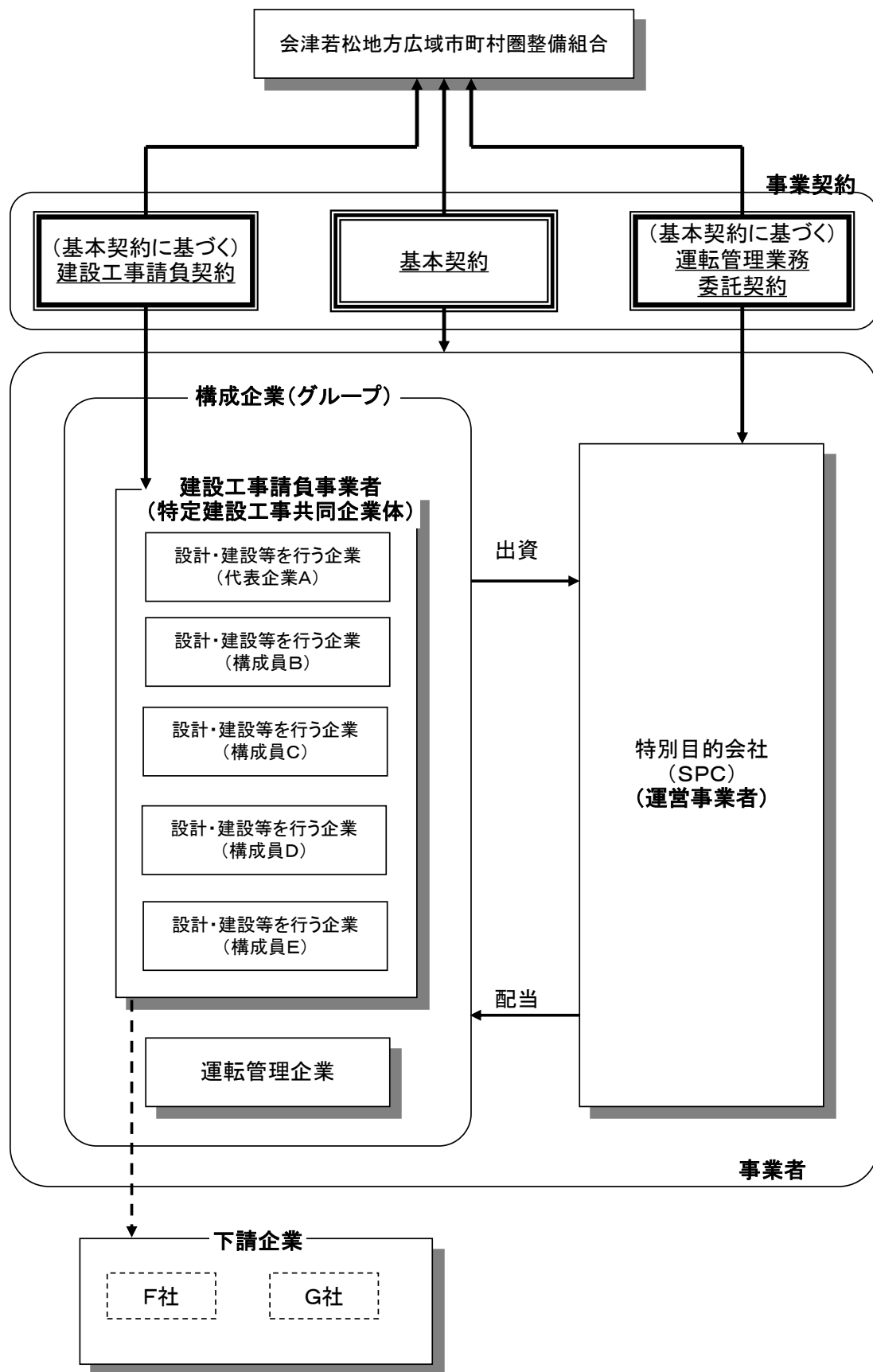
※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-word データは、会津若松地方広域市町村圏整備組合 Web サイトにおいてダウンロードすることができる。

別紙1 本事業の事業スキーム（例）



例1 建設工事請負事業者が複数企業の場合



例2 建設工事請負事業者が特定建設工事共同企業体の場合

別表1 リスク分担表

| リスクの種類 |                           | リスクの内容                                                                           | リスク負担者 |        |
|--------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
|        |                           |                                                                                  | 組合     | 事業者    |
| 共通     | 入札説明書等書類リスク               | 入札説明書、要求水準書等の誤記及び提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等                                         | ○      |        |
|        | 契約締結リスク                   | 議会を含む組合の事由により契約が結べない等<br>事業者の事由により契約が結べない等                                       | ○      | ○      |
|        | 計画変更リスク                   | 組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等                                                              | ○      |        |
|        | 用地確保リスク                   | 事業用地の確保に関するもの                                                                    | ○      |        |
|        | 近隣対応リスク                   | 本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等<br>上記以外のもの                                                | ○      | ○      |
|        | 第三者賠償リスク                  | 調査、設計、建設及び運転管理において第三者に及ぼす損害                                                      | △※1    | ○      |
|        | 法令等の変更リスク                 | 本事業に直接関係する法令等の変更<br>上記以外の法令の変更                                                   | ○      | ○      |
|        | 税制度変更リスク                  | 事業者の利益に課される税制度の変更<br>上記以外の税制度の変更                                                 | ○      | ○      |
|        | 許認可遅延リスク                  | 事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの                                                           |        | ○      |
|        | 応募リスク                     | 応募費用に関するもの                                                                       |        | ○      |
|        | 物価変動リスク                   | 施設の供用開始前のインフレ又はデフレ<br>施設の供用開始後のインフレ又はデフレ                                         | ○<br>○ | △<br>△ |
|        | 事故の発生リスク                  | 調査、設計、建設及び運転管理において発生する事故                                                         |        | ○      |
|        | 事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク) | 組合の指示及び組合の債務不履行によるもの<br>事業者の債務不履行、事業放棄及び破綻によるもの                                  | ○      | ○      |
|        | 不可抗力リスク                   | 天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等                                                     | ○      | △      |
| 設計段階   | 設計変更リスク                   | 組合の指示、提示条件の不備及び設計変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの<br>事業者の提案内容の不備及び設計変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの | ○      | ○      |
|        | 測量・地質調査リスク                | 組合が実施した測量及び地質調査部分に関するもの<br>事業者が実施した測量及び地質調査部分に関するもの                              | ○      | ○      |
|        | 建設着工遅延リスク                 | 組合の指示並びに提示条件の不備及び変更によるもの<br>上記以外の要因によるもの                                         | ○      | ○      |
|        | 工事費増大リスク                  | 組合の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事費の増大<br>上記以外の要因による工事費の増大                                 | ○      | ○      |
| 建設段階   | 工事遅延リスク                   | 組合の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延<br>上記以外の要因による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延 | ○      | ○      |
|        | 一般的損害リスク                  | 工事目的物、材料等に関して生じた損害                                                               |        | ○      |
|        | 性能リスク                     | 要求水準との不適合(施工不良を含む。)                                                              |        | ○      |
|        | 運転管理段階                    |                                                                                  |        |        |
| 運転管理段階 | 処理対象物の質の変動リスク             | 処理対象物の質の変動に起因する費用上昇、事故等                                                          | ○      | △      |
|        | 処理対象物の量の変動リスク             | 処理対象物の量の変動に起因する費用上昇、事故等                                                          | ○      | △      |
|        | 性能リスク                     | 要求水準との不適合                                                                        |        | ○      |
|        | 施設瑕疵リスク                   | 事業期間中における施設瑕疵に関するもの                                                              |        | ○      |
|        | 施設の性能確保リスク                | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの                                                           |        | ○      |

○:主分担、△:従分担

※1:第三者との窓口を担当